

◎刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律

(令和四年六月一七日法律第六八号)

一、提案理由 (令和四年四月二二日・衆議院法務委員会)

○古川国務大臣

…………… (略) ……………

続いて、刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律案につきまして、その趣旨を御説明いたします。

この法律案は、刑法等の一部を改正する法律の施行に伴い、爆発物取締罰則等の関係法律の懲役及び禁錮を拘禁刑に改めるなど所要の整理等を加えるとともに、所要の経過措置を定めようとするものであります。

以上が、これら法律案の趣旨であります。

何とぞ、慎重に御審議の上、速やかに御可決いただきますようお願いいたします。

二、衆議院法務委員長報告 (令和四年五月一九日)

○鈴木馨祐君 ただいま議題となりました三法律案につきまして、法務委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

…………… (略) ……………

次に、内閣提出の刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律案は、刑法等の一部を改正する法律の施行に伴い、関係法律の規定の整理等を行うものであります。

…………… (略) ……………

以上三法律案は、去る四月二十一日、本会議において趣旨説明及び質疑が行われた後、本委員会に付託されました。

翌二十二日古川法務大臣及び提出者鎌田さゆり君からそれぞれ趣旨の説明を聴取し、二十六日から質疑に入り、同日参考人から意見を聴取しました。

五月十三日、内閣提出の刑法等の一部を改正する法律案に対し、立憲民主党・無所属から、侮辱罪の法定刑引上げについて、懲役、禁錮を削除することを内容とする修正案が提出され、趣旨の説明を聴取した後、三法律案及び同修正案を一括して質疑を行いました。

昨十八日、内閣提出の刑法等の一部を改正する法律案に対し、自由民主党、立憲民主党・無所属、日本維新の会、公明党及び国民民主党・無所属クラブの共同提案により、侮辱罪の法定刑引上げの規定について、施行後三年を経過したときに検証する規定を追加する修正案が提出され、趣旨の説明を聴取した後、三法律案及び両修正案について一括して質疑を行い、質疑を終局しました。

質疑終局後、三法律案及び両修正案について一括して討論を行い、順次採決の結果、まず、米山隆一君外二名提出の刑法等の一部を改正する法律案は賛成少数をもって否決

すべきものと決しました。次に、内閣提出の刑法等の一部を改正する法律案については、立憲民主党・無所属提案に係る修正案は賛成少数をもって否決され、自由民主党、立憲民主党・無所属、日本維新の会、公明党及び国民民主党・無所属クラブの共同提案に係る修正案及び修正部分を除く原案はいずれも賛成多数をもって可決され、修正議決すべきものと決しました。次に、内閣提出の刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律案は、賛成多数をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

……………（略）……………

以上、御報告申し上げます。

三、参議院法務委員長報告（令和四年六月一三日）

○矢倉克夫君　ただいま議題となりました両法律案につきまして、法務委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

……………（略）……………

次に、刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律案は、刑法等の一部を改正する法律の施行に伴い、関係法律の規定の整理等を行おうとするものであります。

委員会におきましては、両法律案を一括して議題とし、川越少年刑務所を視察したほか、参考人から意見を聴取するとともに、拘禁刑を創設する意義及び効果、社会内処遇を充実させる必要性、侮辱罪の法定刑引上げが表現の自由に与える影響、インターネット上の誹謗中傷対策を強化する必要性等について質疑が行われましたが、その詳細は会議録によって御承知願います。

……………（略）……………

次いで、討論に入りましたところ、日本共産党を代表して山添委員より修正案に賛成、両法律案に反対、沖縄の風を代表して高良委員より両法律案に反対する旨の意見がそれぞれ述べられました。

討論を終局し、順次採決の結果、修正案は否決され、両法律案はいずれも多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

……………（略）……………

以上、御報告申し上げます。